

岸和田市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。

(回答)

大阪府や大阪労働局などとの連携を深めながら、労働行政の充実に向け取り組んでまいります。また、労働政策と産業政策を関連付けながら、雇用の確保・改善に努めます。

(2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。

(回答)

「大阪雇用対策会議」の取り組みとも連携させながら、雇用状況の改善に向け取り組んでまいります。

(3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

(回答)

本市では、平成16年10月から地域就労支援事業として労働会館に就労支援センターを設置し、障害者・母子家庭の母親・中高年齢者等の就職困難者を対象に、相談事業、職業能力開発事業、雇用・就労支援事業等を行っております。また障害者の就労相談については、平成20年度より泉州中障害者就業・生活支援センターに参画し、連携を深めながら取り組んでいるところです。

今後とも、大阪府との連携を深めながら、きめ細かな取り組みを行ってまいります。

(4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(6) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(一括回答)

(4)・(6)について、本市では、阪南の各自治体と共同で『就労支援ハンドブック』を隔年に発行し、各種の労働法制や労働施策についても掲載、周知を図ってきたところです。新たに施行された法令や「ワーク・ライフ・バランス憲章」等についても、同ハンドブックへの掲載や労働講座等を通じて勤労者をはじめ企業・経営者団体の方々にも周知を図ってまいります。

(5) 【総合評価入札制度未導入の自治体】・・・行政の福祉化の観点から総合評価入札制度を導入すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう、契約書・仕様書において定めること。

(回答)

平成20年度の市庁舎清掃等管理業務委託において総合評価入札を実施し、評価項目として就職困難者や障害者の新規雇用を盛り込み、雇用の拡大を図りました。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 府域の各エリアで形成されつつある特徴ある産業の集積（例：北部－バイオ、中東部－ロボット・ものづくり、南部－ナノテク、湾岸地域－先端電機産業）と、中小・地場企業との結合を深めるよう取り組みを強化すること。

(回答)

本市においては、平成19年度に策定した「産業振興新戦略プラン」に基づく施策の一つに「新産業創出プロジェクト」を掲げています。このプロジェクトは、市内の鉄鋼・金属加工企業などの集積を活かし、素材に強い産地としての岸和田の実現をめざすものです。

そのためまずは、鉄などの既存の素材ではなく、チタン合金などの切削加工が難しいとされる「難切削材」や「複合材」と呼ばれる新素材をテーマに、チャレンジする企業と支援機関である大学や研究機関の連携強化を模索しています。

(2) 企業誘致施策について、過年度からの実績などを検証し、より有効な施策に改めて実施すること。

(回答)

企業誘致施策について、平成18年度よりちきりアイランド第1期製造業用地の募集が事業主である大阪府港湾局により開始され、本市としても独自の助成制度（岸和田市阪南港阪南2区における企業立地の促進に関する条例）を設け、府・市一体となって企業誘致を進めてまいりました。その結果、契約も順調に進み、一部の企業はすでに操業を開始し、来年度には大阪チタニウムテクノロジーズのほか多数企業が操業開始を予定しております。

今後の企業誘致施策については、新たな立地を検討する企業に対する支援はもちろんのこと、

すでに操業している企業に対する支援も含め、良好な操業環境の維持や産業振興の促進につながる施策について検討してまいります。

(3) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。

① 使いやすい融資制度の拡充

(回答)

信用補完制度の改正により平成19年10月より「責任共有制度」が導入されました。

しかし、本市においては府制度融資のうち責任共有制度対象外で、従前どおり保証協会が100%保証する小規模資金の府市町村連携型中小企業融資に含まれる形で「岸和田市中小企業サポート融資」を創設し、これまでの融資利用水準及び条件を後退させることなく維持しています。

今後も府ならびに保証協会との連携を密にしながら、中小商工業者の要望や利用内容に見合った制度案内など、親切・丁寧な対応を図ってまいります。

(3)－② 地場企業への官公需の優先発注

(回答)

本市では、工事の発注や物品の調達の際には、市内業者優先を基本方針とし、発注金額に対応する発注標準により指名するとともに、工事の様態に応じた分離発注を推進し、地域経済の発展と経営の安定に努めています。

(4) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

下請二法や下請ガイドライン等に関連しての中小企業者の相談や支援につきましては、近畿経済産業局や財大阪産業振興協会と連携を密にしながら対応していく所存です。

3. 行財政改革施策

(1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。

(回答)

「行財政の再生」により持続可能な行財政運営及び効率的で質の高い行政経営を行うなかで、岸和田再生に向けた4つの再生——「地域の再生」「都市の再生」「産業の再生」「自然の再生」を実現することのできる条件整備を進めます。また、多様化した市民ニーズや時代の流れを的確に把握し、限られた財源のなかで選択と集中により戦略的に取り組むとともに、「岸和田市自治基

本条例」の理念に則り、市民自治都市の実現をめざしていきます。

(2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。

① 住民の安心・安全を最も重視すること。

(回答)

「きしわだ行財政再生プラン」においてもセーフティネットへの取り組みを掲げており、弱者や個々の負担能力に配慮したまちづくりを進めていきます。

厳しい財政状況ですが、限られた財源を安心・安全なまちづくりに重点的に配分できるよう努めるとともに、防災拠点としての新しい消防本部庁舎の建設や学校園施設の耐震化の確保・推進に努めます。

(2)－② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。

(回答)

指定管理者制度による公の施設の有効活用の推進や企業誘致を実現させることで地域の活性化をめざし、産業振興・雇用拡大等の促進に努めます。

(2)－③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。

(回答)

制度内容を広くPRすることはもちろん、ホームページ等を通じて積極的な情報発信（提供）に努めていきます。

(2)－④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進めること。

(回答)

積極的な情報の発信と情報共有に努め、現在の市の状況について職員全員が認識を共有するとともに、職員の士気を高め、一致団結のもと行財政改革を推進していきます。

(3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。

(回答)

平成12年4月の地方分権一括法施行後、本市でも多くの事務移譲を受けていますが、なかでも大阪府は「大阪版地方分権推進制度実施要綱」に基づき「パッケージ移譲」を進めており、本市

では平成19・20年度で6パッケージの移譲を実現しています。

また、本市も参加している全国特例市市長会地方分権推進部会において、国に対して6項目の事務移譲を要望していますが、すでに本市ではそのうちの4項目の移譲を受けています。

今後も、移譲に際しては市民の利便性の向上や行政の効率化を念頭に、単なる基礎自治体の負担増だけになることなく、財政的措置の配慮を伴った移譲になるよう申し入れていきます。

(4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(回答)

地方税財源の充実確保に向けては、地方が担う事務と責任に見合う税財源の配分が不可欠であり、少なくとも、税源移譲による国と地方の税源配分が5対5になるよう、それに際しては、税源の偏在性が少なく安定的な税収を確保できる地方消費税を拡充するよう、大阪府とともに国に要望してまいります。

4. 福祉・医療施策

(1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。

また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構築するなど、実効性のある対策を講じること。

(回答)

ご指摘のご要望事項につきましては、泉州保健医療協議会で議論検討しているところでございます。特に、小児科医療については、泉州北部小児初期救急広域センターを5市1町で共同設置し、地域の医療関係者のご理解とご協力により円滑に運営しています。

本市医師会の主催で潜在看護師が職場復帰するための「潜在看護師再チャレンジ講座」を開催しています。今後とも関係機関との連携を強化し実効性を求めてまいります。

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

(回答)

本市では、各介護保険事業者が介護サービス提供者等の質の向上と事業者間の情報交換を目的として平成18年に岸和田市介護保険事業者連絡会を発足させました。連絡会では年1回外部講師を招き研修会を行っています。また、居宅介護支援事業者部会・居宅介護サービス事業者部会・

施設サービス事業者部会と3つの部会に分かれ、それぞれの部会が年に数回研修会・勉強会を行い介護保険サービスの新たな情報収集と従事者のレベルアップを図っています。市（高齢介護課）はこの事業者連絡会の事務局として参加しており、事業者と保険者（市）が一体となって、よりよい介護サービスの提供等に向け取り組んでいます。今後とも事業者連絡会を通じ、介護労働者の質の向上と人材の育成等をより一層図ってまいります。

介護の従業員に対する労働関係法規の遵守等につきましては、労働基準監督署・大阪府等と連携しながら、事業者にも働きかけてまいります。

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

(回答)

障害福祉サービスの利用者負担については、国において特別対策（平成19年12月）と緊急措置（平成20年7月）により、利用者負担の軽減策が実施されたところです。現在国において制度の見直しが検討されておりますが、利用者が必要とするサービスが利用できるように、利用者の負担が安価になるように国に要望していくとともに、大阪府に対しても助成制度の見直しをすることで利用者の負担が増すことのないように求めます。

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策の充実を図ること。

(回答)

健康サポート教室やリラックス教室等でメンタル部分にも取り組んでいるところです。今後とも、保健所等の関係機関と連携し、充実を図ってまいります。

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) 男女が共に働きながら安心して子どもを生み育てられる環境づくりは、社会の継続性のうえからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。

- ① 保育所の待機児童の早期解消

(回答)

今後の児童数等の推計を的確に捉え、地域別・年齢別に対応した定員の見直しにより待機児童の早期解消を図ってまいりたいと考えています。

(1)－② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充（休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など）

(回答)

子育て支援のニーズを的確に捉え、特別保育事業や地域での子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えています。

(1)－③ 地域コミュニティとの関わりの検討及び総合的な子育て支援体制の強化

(回答)

市内2ヶ所の子育て支援センターを拠点として、保育所をはじめ子育てに関係する機関と連携をとりながら、総合的な子育て支援施策を充実していきます。

(1)－④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的な施設運営ができる制度の改善

(回答)

制度の改善については、担当部署で検討してまいります。

(2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

(回答)

「見守りボランティア」の方々に下校時間帯に来校者の確認や校内の見守りを行っていただいています。また、機械警備の強化も行っています。

(3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

(回答)

小学校1・2年生対象の35人学級を維持するよう大阪府に要望しています。

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と

機能強化を図ること。

(回答)

本市では、平成16年6月に児童虐待防止ネットワークを設立、17年4月には家庭児童相談担当を設置し、関係機関と連携・協働しながら子どもの虐待の予防・早期発見や相談・支援に努めています。

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

現在、被害者支援としての一時保護は配偶者暴力相談支援センター（子ども家庭センター・大阪府女性相談センター）に依頼しています。

DV等の相談や発見・援護は、多くの部署・機関に関係することになりますので、男女共同参画担当が主催し市民相談室・福祉事務所・女性センター等庁内13課の担当で構成する相談窓口担当者会議を、また必要に応じて警察・岸和田子ども家庭センター・保健所の参加を依頼して連絡会議を開催し、連携・協力体制の強化を図っています。また大阪府女性相談センターの主催する研修会にも関係課より参加を募り、DV防止改正法の研修など相談員の研鑽に努めています。

市民への周知は、毎月相談窓口一覧を掲載するなど「広報きしわだ」を活用しています。女性センターの講座で「DV」や「デートDV」を取り上げ、市民の皆さんに認識を深めていただくことをめざしています。

一時保護の実施とともに、緊急時における被害者の安全の確保も明記された配偶者暴力支援センターの設置については、今後広域での設置の可能性も含めて十分に研究・検討してまいります。

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

本市の男女共同参画行動計画につきましては、平成13年3月に「第2期きしわだ女性プラン」を策定し、現在推進しているところです。推進状況については毎年報告を取りまとめ、ホームページで公開しています。大阪府とは日頃より連携を図り、協力のもとに事業の推進に努めています。

5について独自要請

(1)①関連の補強提言として、安心して子どもを保育・教育していく真の環境整備を図るため、学童保育に関する年次計画を示されたい。

(回答)

「岸和田市次世代育成支援行動計画」に定められている、学童保育の年次計画と平成19年度までの進捗状況は、次のとおりです。

平成17年度 実施状況	平成18年度 実施状況	平成19年度 実施状況	平成20年度 実施予定	目標事業量 (平成21年度)
19ヶ所 1,050人	20ヶ所 1,100人	21ヶ所 1,200人	21ヶ所 1,200人	20ヶ所 1,040人

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1)【「地球温暖化防止計画」策定済自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の削減に向けて、施策を強化すること。また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門（家庭・オフィス）など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

(回答)

地球温暖化対策については今年度地球温暖化対策の推進に関する法律が改定され、地方公共団体実行計画の中で都道府県・指定都市・中核市及び特例市はその区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等のための施策について定めることとなっておりますので、今後策定されます「岸和田市総合計画」に基づいて実行計画を改定し、削減に向けての施策を強化するとともに、民生部門などに対して啓発等にも取り組んでまいります。

(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を早期に全国平均並み(19.0%)にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

(回答)

本市におきましては、「3R」推進のため11形態(12種類)の分別収集を実施しており、平成19年度のリサイクル率は18.78%です。引き続きごみの減量化や分別収集に取り組んでまいります。生ごみ堆肥化容器(コンポスト・EMバケツ)を市民に無償貸与する事業を引き続き実施し

てまいります。バイオでの有効活用については、調査してまいります。

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・拡充し、相当分の予算を確保すること。

(回答)

大規模災害に備え、土木構造物等の耐震対策などにより災害に強い都市基盤を形成し、都市の防災機能の強化に努めることはもちろんのこと、災害を未然に防止するため計画的な予防対策が必要であり、土石流・河川氾濫等による災害が発生すると予測される箇所については、法令による指定、崩壊防止工事の実施、防災体制の整備、避難態勢の確立等の予防対策を定め、災害予防の円滑な推進を図る必要があると考えます。

本市では現在、公民館施設16ヶ所・小中学校施設35ヶ所・産業高等学校をはじめとした高等学校施設4ヶ所・体育館施設4ヶ所・集会所等の施設7ヶ所の合計66ヶ所の公共施設を避難予定場所に指定しています。住民への周知については、市広報紙・ホームページや各地域への出前講座等により災害時の心構えや避難予定場所のお知らせを行っています。また、津波の避難路には避難誘導表示板の設置を行い、各避難地については避難場所の表示板の設置を行っています。なお、避難予定場所として指定している公共施設は、災害時において避難場所として安全な施設でなければならないことは申し上げるまでもありません。それとともに、各公共施設は、平日頃において多く人の集まる施設であることから一層の安全の確保を必要とするところです。このため、昨年度「岸和田市住宅・建築物耐震改修促進計画」を策定しました。

また、災害時に大きな被害を受けやすい木造住宅については、無料耐震診断制度や耐震改修工事補助制度も確立しています。今後も計画的に推進できるよう関連施策について予算確保に努める必要があると考えています。

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

本市民の「安全・安心な生活を確保」するため、警察署から提供を受けた各種犯罪情報を発生校区長にFAX連絡し町会として犯罪予防に資しているほか、防犯ボランティア活動(わんわん、リンリン、お散歩パトロール活動)の強化拡充を図り自主防犯の大切さを啓発しています。

また、市独自に公用車両36台を青色防犯パトロール車両として登録し、関係16課が業務を通じて児童の安全確保のための「青色防犯パトロール」活動を実施しています。

登下校時の子どもを地域で見守る「子どもの安全見守り隊」については、本市では市内の24小

学校区すべてに設置され、本年10月末日現在、全体で約2,200名の市民が登録、日々子どもたちの安全確保のために活動していただいているところです。また、犯罪発生情報や不審者情報等をメール配信する「こども99番」にも2,100名余の方々の登録があり、子どもたちの安全監視と見守り体制の充実を図っています。「子ども110番」運動については、特にPTA協議会と連携し多数のご家庭の方々にご協力をいただいております。また、本市が所有する全公用車にステッカーを配布するとともに、青色回転灯の装備にも努めております。

今後とも、子どもたちの安全確保に向け、公民連携した取り組みを実施してまいります。

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

地産地消は、消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者相互理解を深める取り組みとして期待されております。今後地産地消を進めていくうえで、地域の農産物を手軽に手に入れる場所として、農産物直売所の充実が重要であり、関係機関とも連携し取り組んでまいります。

食料自給率向上に向けては「効率的な農地利用の推進」を図り、農地が最大限に利用され農業生産が増大するよう、担い手への農地の利用集積や、新規就農者の促進、不耕作地・遊休農地の解消等、岸和田市地域担い手育成支援協議会を中心に取り組んでまいります。

認定農業者の現状と育成目標（目標 平成24年度）

認定農業者	現状	118名	目標	128名
農地利用集積	現状	95.9ha	目標	118ha

(岸和田市地域担い手育成支援協議会アクションプログラムより)

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓発活動も強化すること。

(回答)

人権侵害を救済するための独立性・実効性のある人権侵害救済法の制定は必要であり、早期制定に向け、今後とも大阪府・市長会・町村長会と連携を図りながら国へ要請を行ってまいります。

また、すべての人の人権が尊重される豊かなまちづくりの実現のため、大阪府と連携して人権啓発活動を強化してまいります。

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本市は、昭和58年3月に核兵器廃絶・平和都市宣言を行っております。以降、核兵器廃絶と恒久平和の実現に向け、マドカホールでの子ども平和映画会及び平和パネル展、新玄関・3市民センター・岸和田市立産業高校及び女性センターにおける巡回平和パネル展、一般市民40名の広島への派遣事業（平和バス）、自泉会館での非核平和資料展等を行っております。今後もこれらの事業を通じて戦争の悲惨さと平和の尊さを啓発し、継続していきたいと考えております。

なお、平成19年度より、上記平和事業全般の内容について市HPにも掲載を開始し、全世界に向けて本市における平和事業を啓発しています。今後も掲載内容を工夫しながら、より分かりやすいものへと発展させていく所存です。